

内部統制評価報告書審査

審査期間 令和6年5月24日～令和6年8月19日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

●主な意見

再発防止策の徹底について

今回、児童生徒支援課の「遠距離通学事業補助金に関する誤った案内」が重大な不備と評価されています。

当該補助金の交付については、令和4年度内部統制評価報告書において、重大な不備と評価されていましたが、今回、同一所属における同一補助金の交付事務において、重大な不備と評価されるレベルの「意思決定や進捗管理の不徹底を原因とする不備」が、2年連続して発生しています。

今回は重大な不備とは評価されていませんが、「統一地方選挙における投票誤りの発生」は、令和5年4月の静岡市長選挙の期日前投票において、名簿対照パソコン上に「警告メッセージ」が出たにもかかわらず、当該選挙の選挙権のない者に投票させた事故であり、再発防止策として、警告メッセージが出た場合の対応を改めて投票事務従事者全員に周知したとされていましたが、本年5月の静岡県議会議員補欠選挙の期日前投票においても、受付の際に「警告メッセージ」が出たにもかかわらず、二重投票させた事故が発生しており、1票差で当落が分かれる可能性のある選挙事務において、本来投票することのできない者に投票させるといった事故が2回続けて発生しています。

また、重大な不備と評価された「公園愛護会報償金支払額の算定方法における不適切な事務処理」は、実績報告書に記載されていない活動についても支払対象としていたものですが、決裁や支出命令書の回議の過程で適切なチェックが行われていれば防ぐことができた事例であり、事務事業事故の再発防止策として頻繁に記載されている、「決裁時における確認の徹底」が守られていなかったことを示しています。

また、このほかにも過去に発生した事例と同様の事故等が繰り返し発生していますが、これらのことは、過去の教訓が活かされておらず、再発防止策が機能していないことを示しており、市政に対する市民の信頼を損なうことにもつながっていきます。

内部統制における重大な不備が増加傾向にあることを重く受け止め、全職員が「自分ごと」として再発防止に向けて取り組むことを望みます。